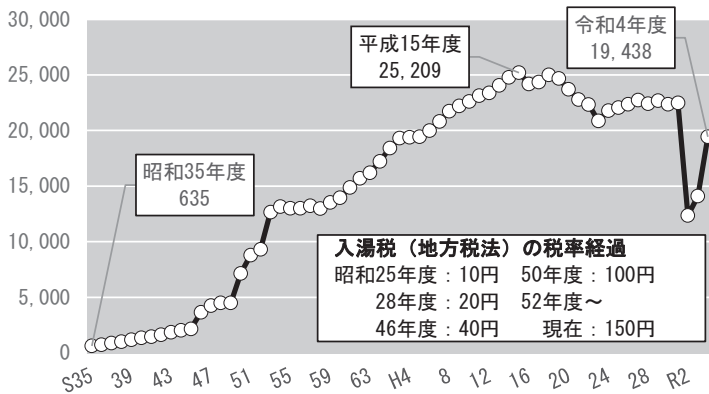


温泉と入湯税

旅館やホテル、スーパー銭湯、健康センターなどを利用するときに、「入湯税」という税金を支払うことがあります。「入湯税」とは、主に温泉を使った入浴施設に行き、温泉に入ったときに発生する市町村税です。今回はこの「入湯税」について調べてみました。

入湯税は、温泉に入った客に代わって、施設の経営者が市町村に納める仕組みになっています。徴収された入湯税は温泉施設の整備や市町村の観光振興などに使用される目的税となっています。

図1 入湯税の推移（昭和35年度～令和4年度）



資料：令和6年度 地方税に関する参考資料（総務省）

日本は温泉大国として有名ですが、その影響は入湯税の増加という形で具体的に表れています。全国推移をみると令和4年度では約194億円となっています。（図1）

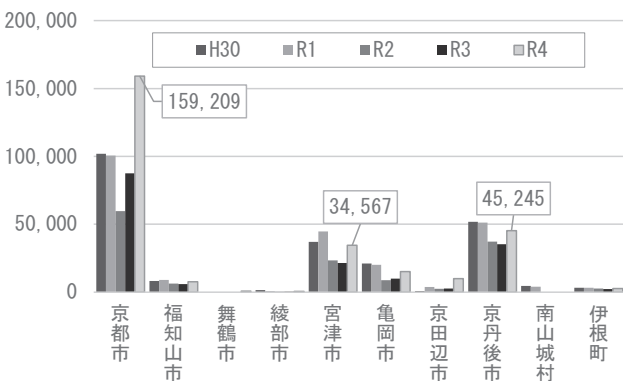
府内の市町村における税収の状況は京都市で約1億6000万円、京丹後市で約4500万円、宮津市で約3500万円などとなっています。（図2）

また、全国の市町村の状況を見てみると、その地域名からは著名な温泉地が思い浮かびます。

京都市は全国16位で入湯税は宿泊客1人につき1泊150円のため、利用者全員が宿泊客だったと仮定しますと、1年間で約100万人超が京都市で温泉に入ったことになります。（図3）

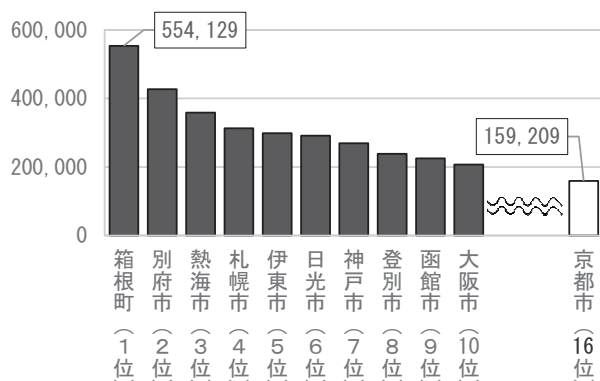
たまには仕事を忘れ、温泉でゆっくりほっこりしてみませんか。

図2 府内市町村の入湯税（平成30年度～令和4年度）



資料：地方財政状況調査（総務省）

図3 入湯税全国ランキング（令和4年度）



資料：地方財政状況調査（総務省）